

様式

地区計画の届出に係る既存不適格建築物等調書

年 月 日

守山市長 様

建築主（または代理人） 住 所
氏 名

印

守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条第2項の「既存不適格土地」へ建築する場合または第14条の各項の「既存の建築物等に対する制限の緩和」ならびに守山市集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条の「既存の建築物に対する制限の緩和」を受けるとについて、下記のとおり調査しましたので、調査事項の根拠となる書類を添えて提出します。なお、この調書に記載の事項は事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 地区計画名・基準時年月日（基準時日付は当該建築敷地が地区計画区域に決定された日）

地区計画名	地区計画	基準時年月日	年 月 日
-------	------	--------	-------

2 基準時の土地の状況

土地の場所			
土地の面積	m ²	用途地域	
建築物の数・内容			

3 基準時の建築物の概要（集落地区計画の区域内における条例第4条第2項の規定による移転に係る建築物は移転時の建築物に関する概要とする。）当概要は、当初地区計画決定された日以前の建築物の概要

主要用途			建築物の構造	造	
建築物の階数	階	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
容積率	%	建ぺい率	%	最高高さ	m
壁面後退距離	m	建築確認年月日・番号	年 月 日・		

4 地区計画の変更及び条例等改正後に緩和を受けた建築物の概要（基準時と変わらない場合は不要）

建築行為種別	・建替え ・改築 ・増築（対象を囲む）		緩和適用日	年 月 日	
主要用途			建築物の構造	造	
建築物の階数	階	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
容積率	%	建ぺい率	%	最高高さ	m ²
壁面後退距離	m ²	建築確認年月日・番号	年 月 日・		
既存不適格の適用項目	用途・容積率・建ぺい率・壁面後退距離・最高高さ・無・今後適用				

5 届出時の建築物の概要

建築行為種別	・建替え ・改築 ・増築（対象を囲む）				
主要用途			建築物の構造	造	
建築物の階数	階	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
容積率	%	建ぺい率	%	最高高さ	m ²
壁面後退距離	m				
今回既存不適格適用項目	土地面積・用途・容積率・建ぺい率・壁面後退距離・最高高さ・無・今後適用				

6 添付書類		
緩和項目	添付書類（緩和項目の内容が確認できるものおよび正副各1通）	図面関係
土地面積	建築確認済証写、建築計画概要書写、土地登記簿謄本写、課税評価年・面積、現況写真（建築物4方向と全体が分かるように撮影）	現況配置図 土地求積図
建物用途	建築確認済証写、建築計画概要書写、建築検査済証写、建築許可等・検査済証写、建物登記簿謄本写、現況写真（建築物4方向と全体が分かるように撮影）	現況配置図
容積率	建築確認済証写、建築計画概要書写、建物登記簿謄本写、建基法第12条報告、現況写真（建築物4方向と全体が分かるように撮影）	現況配置図 土地求積図
建ぺい率	建築確認済証写、建築計画概要書写、建物登記簿謄本写、建基法第12条報告、現況写真（建築物4方向と全体が分かるように撮影）	現況配置図 土地求積図
壁面後退距離	建築確認済証写、建築計画概要書写、建物登記簿謄本写、建基法第12条報告、現況写真（建築物4方向と全体が分かるように撮影。さらに、壁面の現況寸法（1m未満の箇所全て）が分かるように撮影。）	現況配置図
最高高さ	建築確認済証写、建築計画概要書写、建基法第12条報告、現況写真（高さの参考になるものを設置の上撮影。また、北側斜線制限不適格の場合は、北側の真北方向で敷地境界距離が分かるように撮影。）	現況配置図

※ 上記添付書類以外で、別途関連する書類を求める場合があります。

※ 当該調書は、各地区計画の届出書に添付して提出してください。

なお、調書作成時には添付書類（建築確認済証、建築計画概要書等をいう。）の記載内容と既存の建築物の内容が一致するか必ず確認し調書を作成すること。また、添付書類に記載がない場合や一致しない場合は、既存の建築物の状態を確認の上、建築基準法上の適法処理をした後、調書を作成してください。

※ 調書記入上の注意

3の基準時の建築物の概要 建築物の概要は、建築敷地全体の建物を対象として表し、各項目の内容に従い最小、最大値で表すこと。なお、構造については主な建築物を表すこと。

既存不適格の適用項目欄は、対象を囲むこと。

※ 添付書類の注意点

現況配置図は、不適格内容、建築年月日、建築面積、延べ面積、最高高さ、主要用途、階数、構造、壁面後退距離（有効寸法）を明記してください。

土地登記簿謄本、建物登記簿謄本は発行から3ヶ月以内のもの。

建築計画概要書写がない場合は建築確認台帳記載証明書写で可とするが、台帳記載証明書の内容について調書の各項目の内容が記載されていない場合は、既存の建築物について調査し、適法であるか検討のうえ調書に記載のこと。

当該調書に記載する各制限の数値については、地区計画の届出に記載の数値に合致すること。

添付書類について該当するものがない場合は、担当課の指示を受けてください。

※ 図面関係について

当該調書（添付書類含む）は、地区計画の届出の添付書類としているので、当該調書に添付する図面の内容を地区計画の届出に添付する図面に表示することも可能です。